

岐阜県公報

号外 (14) 令和六年四月一日

目次

規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

二

(同)

()

二

規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第三十七号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(昭和三十六年岐阜県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第六副車庫長、技師、技術員、調理師長、農業班長、土木班長、主任調理師、主任図書整理員、主任普請手、主任女性相談支援員、主任看護助手、主任衛生技術員、主任工業技手、主任農業技手、主任林業技手、主任土木技手、主任調理員、主任実習補助員、主任学校用務員、主任介護員、主任タイピスト、主任パンチャー及び主任補助員の項中、「主任女性相談支援員」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第百八十二号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の第二項及び第五条の第三項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和六年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、二六三元	一三、四四二元
二十歳以上二十五歳未満	五、八七二元	一三、四四二元
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二元
三十歳以上三十五歳未満	六、七二二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二二、九七二円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円
六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二二、三一四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円

七十歳以上

四、〇六〇円

一三、四四二元

岐阜県告示第百八十三号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示(平成八年岐阜県告示第百六十四号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和六年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

令和六年四月一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社